

令和8年度 瑞浪市議会の概要



令和8年4月 東濃5市消防指令センター運用開始

岐阜県瑞浪市議会

1 市の概要

(1) 市制施行 昭和29年4月1日

(2) 人口 34,626人 (令和8年4月1日現在)

(3) 世帯 15,726世帯 (令和8年4月1日現在)

人口・世帯数の推移

内容・年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口(人)	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519	35,016	34,626
男	18,067	17,942	17,720	17,520	17,341	17,116	16,951
女	18,969	18,875	18,635	18,408	18,178	17,900	17,675
世帯数	15,317	15,510	15,458	15,536	15,600	15,667	15,726
増加数(人)	△404	△219	△462	△427	△409	△503	△390
一世帯あたりの構成員	2.42	2.37	2.35	2.31	2.28	2.23	2.20

(毎年4月1日現在)

(4) 面積 174.86km²

(5) 産業別就業者 (令和2年国調)

産業別	就業者(人)	構成(%)
第1次産業	404	2.2
第2次産業	5,813	31.9
第3次産業	11,534	63.4
分類不能	459	2.5
総数	18,210	100.0

(6) 友好都市 中国 湖南省 醴陵市
姉妹都市 愛知県 高浜市・ドイツ ゼルプ市

(7) 市の木：マツ 市の花：キキョウ 市の鳥：ウグイス

2 沿革

本市は、日本のほぼ中央に近い濃尾平野の北東部に位置し、美しい山並みの緑が周囲を包み、市の中心部を土岐川が流れるという自然に恵まれたまちです。

古代の東山道、中世の鎌倉街道、近世の中山道と古くから東西交通の要路が走っていましたが、現在ではJR中央本線、国道19号、中央自動車道（瑞浪インター）などが市民の生活領域の拡大や産業の発展、地域開発を促進しています。

産業は、長石、珪石、粘土など良質の資源が埋蔵されていたことから、室町時代に陶器づくりが興り、いまでは陶磁器「みずなみ焼・美濃焼」の産地として市の代表的な産業になっています。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

年 号	主 な で き ご と
昭和 29 年	瑞浪市制施行(4.1)「瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村、陶町が合併、瑞浪市となる。」初代市長 清水快導 氏就任
昭和 30 年	2代市長 溝口掬 氏就任
昭和 34 年	3代市長 大島義雄 氏就任 文化会館完成
昭和 38 年	4代市長 加藤亮一 氏就任 消防庁舎、し尿処理場完成
昭和 42 年	5代市長 渡邊遥三 氏就任 瑞浪第1土地区画整理事業完了 上水道浄水場施設完成（給水人口 20,000 人）
昭和 49 年	市庁舎完成移転 化石博物館完成 市の木、市の花、市の鳥、市民の歌制定
昭和 54 年	6代市長 足立達夫 氏就任 益見土地区画整理事業完了
昭和 62 年	7代市長 安藤三郎 氏就任 中国醴陵市と友好都市締結 国道19号瑞浪バイパス全線開通
平成元年	竜門橋完成 瑞浪中央土地区画整理事業着手 高浜市と姉妹都市提携
平成 7 年	8代市長 高嶋芳男 氏就任 第4次総合計画スタート 瑞浪バイパス一部四車線化完成
平成 11 年	高嶋芳男 氏再選(2期目) 市制45周年記念式典 土岐川大改修決定(和合狭窄部分)
平成 15 年	高嶋芳男 氏再選(3期目) ケーブルテレビサービス開始 土岐川大改修和合狭窄部分及び和合橋完成
平成 16 年	市制50周年記念式典 陶コミュニティーセンター完成 大湫小学校が釜戸小学校へ統合 東濃西部合併協議会解散
平成 19 年	9代市長 水野光二 氏就任 市地域交流センター「ときわ」完成 市内全地区にまちづくり推進組織を結成

平成 23 年	水野光二 氏再選(2 期目) 「議会報告会」を開始
平成 24 年	農産物等直売所「きなあた瑞浪」オープン 市内の全ゴルフ場と防災協定締結 「ぎふ清流国体」ソフトテニス競技開催・ぎふ清流大会開催。
平成 26 年	「第 6 次瑞浪市総合計画」がスタート 瑞浪市制 60 周年記念式典 議会基本条例制定施行 事業評価を初実施
平成 27 年	水野光二 氏再選(3 期目) 新保健センター完成 防災ラジオ全世帯貸与 瑞浪市まちづくり基本条例施行 市議会のインターネットライブ中継開始
平成 28 年	西分庁舎完成 瑞浪南中学校開校 予算決算委員会設置 市民による市政についての政策提案開始
平成 29 年	「ちやわん屋みずなみ」オープン 中京高校軟式野球部が全国高等学校軟式野球選手権大会で優勝
平成 30 年	市役所本庁舎耐震補強等改修工事完了 全議員へタブレットの貸与 中京高校軟式野球部が全国高等学校軟式野球選手権大会連覇
令和元年	水野光二 氏再選(4 期目) 市制 65 周年記念式典 瑞浪北中学校開校 全小・中学校エアコン設置完了 中京高校軟式野球部が全国高等学校軟式野球選手権大会 3 連覇
令和 2 年	新型コロナウイルス感染症により小中学校が臨時休業 ポーノポークハム工房“瑞浪”オープン 明世町の市道改良工事現場の地層から 1800 万年前の鱈脚類化石を発見
令和 3 年	市内公立中学校 3 年生との意見交換会実施 田中亮明選手（中京高等学校教諭）が瑞浪市栄誉賞を授与（東京 2020 オリンピック男子ボクシングで銅メダル獲得）
令和 4 年	超深地層研究所土地賃貸借契約満了に伴う研究坑道埋め戻し工事完了 釜戸町でパレオパラドキシアの化石を発見 市内 8 地区で 3 年ぶりとなる議会報告会を開催。議場の改修工事完了
令和 5 年	水野光二 氏再選(5 期目) 市議会議員選挙で初の無投票 次期市議会議員一般選挙より議員定数を 2 人削減 する条例を可決
令和 6 年	「第 7 次瑞浪市総合計画」がスタート 瑞浪市制 70 周年記念式典 みずなみ世界一プロジェクト「瑞浪ポーノポークの最大の試食会」がギネス世界記録に認定
令和 7 年	東濃 5 市消防指令センター竣工

3 市議会の構成

- (1) 定数 条例定数：14人 ※令和5年12月22日改正
 実数：16人（男性：13人 女性：3人）
 （任期：令和5年2月22日～令和9年2月21日）

(2) 議会構成

- ① 議会運営委員会：6人

② 常任委員会(任期1年)

常任委員会の名称	委員定数	所管事項
総務厚生学教委員会	8人	総務部、健康福祉部、福祉事務所、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び消防本部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
地域経済建設委員会	8人	みずなみ未来部、経済部、農業委員会及び建設部の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
予算決算委員会	16人	予算及び決算に関する事項

③ 特別委員会(必要がある場合に設置)

- リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会：7人
 議会改革特別委員会：8人

④ 議会広報広聴委員会(協議又は調整を行うための場として設置)：6人

⑤ 全員協議会

(3) 会派構成 (令和8年4月1日現在)

(単位：人)

日本共産党	公明党	新政みずなみ	計
1	1	14	16

4 会議の開催状況 (令和7年)

(1) 本会議

回	会 期 日 数		本会議日数 (日)	一般質問者 (人)	審 議 時 間
1	定例会	28日間 (2月25日～3月24日)	6	14	14:23
2	定例会	23日間 (6月5日～6月27日)	5	10	8:36
3	臨時会	1日間 (8月7日)	1	—	0:11
4	定例会	29日間 (9月2日～9月30日)	5	11	9:29
5	定例会	24日間 (11月26日～12月19日)	5	10	9:50

*議決の状況

(単位：件)

区 分	総 数	可 決	否 決	承認 (報告)	認 定	同 意	その他
条 例	43 (1)	43 (1)					
予 算	31	31					
人 事	8	3				5	
決 算	7				7		
その他	31	31					
報 告	3			3			
意見書	(2)	(2)					
決 議							
計	123 (3)	108 (3)		3	7	5	

()内の数字は議員発議 (外数)

*請願の状況 審議0件

- (2) 議会運営委員会 18回
議員協議会 5回

(3) 常任委員会、常任委員会協議会等

委員会等の名称	委員会	協議会	勉強会
総務厚生学教員会	11	0	1
地域経済建設委員会	10	0	2
予算決算委員会	14	0	0

(4) 特別委員会、特別委員会協議会等

委員会等の名称	委員会	協議会	勉強会
リニア・瑞浪恵那道路・新丸山ダム特別委員会	8	0	2
議会改革特別委員会	3	0	1
議会広報広聴委員会 ※協議・調整の場として	11	—	—

- (5) 全員協議会 12回

(6) 国内行政視察

年月日	委員会名	視 察 先	内 容
H28. 5. 25 H28. 5. 26	議会運営	石川県加賀市	予算決算審査について 議会のICT化について
		石川県かほく市	議会による行政評価について 予算決算常任委員会の設置について
H28. 7. 12 H28. 7. 13	経済建設	三重県桑名市	桑名駅前再開発事業について
		岡山県津山市	津山市農商工連携推進計画について
H28. 8. 8 H28. 8. 9	民生文教	兵庫県相生市	給食費無料化事業について 通学費無料化事業について
		兵庫県赤穂市	高齢者等ゴミ出し支援事業について 保健センター事業について
H28. 10. 12 H28. 10. 13	総務	山梨県甲斐市	消防力の充実強化について
		長野県伊那市	移住・定住促進について
H29. 5. 15 H29. 5. 16	議会運営	神奈川県寒川町	通年議会について
		茨城県守谷市	議会による事務事業評価について
H29. 10. 11 H29. 10. 12	経済建設	山口県周南市	徳山駅周辺整備事業について
		山口県柳井市	都市農村交流施設整備事業について
H29. 10. 25 H29. 10. 26	民生文教	静岡県浜松市	学校規模適正化基本方針について
		埼玉県草加市	認知症検診事業について
H29. 10. 30 H29. 10. 31	総務	愛知県弥富市	消防通信指令業務の共同運用について
		福井県あわら市	県境を超えた防災活動について
H30. 5. 23 H30. 5. 24	総務	石川県金沢市	オープンデータの取組みについて
		石川県羽咋市	移住定住施策について
			男女共同参画の取組みについて
H30. 6. 28 H30. 6. 29	議会運営	滋賀県米原市	議会改革について
		京都府福知山市	議会の活性化と議会改革について
H30. 10. 4 H30. 10. 5	民生文教	兵庫県淡路市	タブレットを活用した教育について
		奈良県奈良市	若者のひきこもり、不登校、ニート対策等について
H30. 10. 18 H30. 10. 19	経済建設	静岡県富士市	富士市産業支援センターf-Bizの取組みについて
		静岡県三島市	ガーデンシティみしまアクションプランについて
R元. 8. 7 R元. 8. 8	議会運営	京都府京都市	効果的な質問・質疑のチェックポイントについて
		兵庫県丹波市	議会基本条例の検証・見直しについて 政策立案・提言について 政策討論会について
R元. 10. 9 R元. 10. 10	経済建設	神奈川県相模原市	相模原市道路通報アプリ「パッ!撮るん。」について
		埼玉県川口市	かわぐちグリーン・エナジー戦略について
R元. 10. 15 R元. 10. 16 R元. 10. 17	総務民生文教	島根県益田市	健康促進事業の推進と地域医療を守る取り組みについて
		島根県浜田市	空き家対策について
		兵庫県三木市	子育て支援の取組みについて

年月日	委員会名	視 察 先	内 容
令和2年	-	-	※コロナ禍のため行政視察を行わなかった
R3. 5. 19	議員協議会	西知多医療厚生組合 (オンライン)	病院経営について
R3. 7. 21	議会運営	岐阜県可児市	議場設置のディスプレイ (モニター) について
R3. 10. 27	経済建設	波佐見町 (オンライン)	波佐見焼のブランディングについて 中小企業・小規模企業振興基本条例について
R4. 5. 24	経済建設	岐阜県下呂市	道の駅「飛騨金山ぬく森の里温泉」について
R4. 7. 11	総務民生文教	岐阜県岐阜市 (オンライン)	こどもサポート総合センターについて
R4. 11. 21	議会運営	愛知県豊明市	議会改革と議会基本条例の運用について 豊明市共生交流プラザ カラットについて
R5. 7. 4	議会改革特別	愛知県岩倉市	議会改革について
R5. 7. 24 R5. 7. 25	議会運営	埼玉県戸田市	議会モニター制度について 委員会活動について
		茨城県取手市	デモテック戦略について 議会における住民参画について
R5. 8. 22 R5. 8. 23	経済建設	山口県防府市	防府市クリーンセンターについて
		山口県山口市	農山村地域活性化ビジネス支援事業について 新山口駅北地区重点エリア拠点施設整備について
R5. 11. 8 R5. 11. 9	総務民生文教	兵庫県加西市	子育て支援の取り組みについて
		兵庫県丹波市	複数学年複数担任制について 丹波市の教育資源を活用した教育について
R6. 7. 24 R6. 7. 25	総務厚生学教	奈良県大和郡山市	不登校対策総合プログラム (学科指導教室ASU) について
		大阪府大東市	大東元気でまっせ体操について
R6. 8. 5 R6. 8. 6	地域経済建設	千葉県松戸市	ひがまつテラスについて
		千葉県鴨川市	里のMU J I みんなみの里について
R6. 10. 22 R6. 10. 23	議会運営	山梨県甲州市	市議会における主権者教育について
		長野県大町市	常任委員会代表質問について 議会における政策サイクルの実施について
R7. 7. 8 R7. 7. 9	総務厚生学教	愛知県名古屋市	市立山吹小学校におけるイエナプラン教育について
		広島県福山市	常石とともに学園におけるイエナプラン教育について
R7. 8. 5 R7. 8. 6	地域経済建設	広島県尾道市	広島県鳥獣対策等地域支援機構「tegos」について
		京都府亀岡市	かめおかプラスチックごみゼロ宣言プロジェクトについて
R7. 11. 10 R7. 11. 11	議会運営	京都府福知山市	議会の活性化と議会改革の取組について
		兵庫県三田市	三田市議会ハラスメント根絶条例について

5 議員報酬等

(1) 報 酬

月 額 【R8.4.1改正】		月 額 【R8.4.1改正】	
議 長	450,000 円	市 長	890,000 円
副議長	416,000 円		
議会運営委員会の委員長	400,000 円	副市長	730,000 円
常任委員会の委員長		教育長	650,000 円
議 員	390,000 円		

(2) 費用弁償 平成22年7月1日廃止

(3) 期末手当 報酬月額に100分の120を乗じて得た額に次の率を乗じる。

	6月支給	12月支給
平成28年	200.0/100	225.0/100
平成29年	205.0/100	230.0/100
平成30年	210.0/100	230.0/100
令和元年	220.0/100	225.0/100
令和2年	222.5/100	217.5/100
令和3年	220.0/100	225.0/100
令和4年	212.5/100	222.5/100
令和5年	217.5/100	227.5/100
令和6年	222.5/100	232.5/100
令和7年	227.5/100	232.5/100

(4) 行政視察（旅費） 宿泊手当 宿泊1夜当り：2,400円 宿泊費 実費支給（宿泊費基準額を上限とする）

(5) 政務活動費 議員1人当り年間：120,000円(会派に交付)

6 議会報告会

(1) 趣旨

市民のためのまちづくりを実現するためには、二元代表制の合議機関である議会はその役割を適切に果たすことはもとより、市民にさらに信頼される身近で開かれた存在となっていく必要がある。瑞浪市議会では、議会活動の状況を地域に出向いて市民に直接報告・説明し、積極的な情報提供に努めるとともに、議会活動や市政に対する意見などを直接聴取し、市民と意見交換する具体的な機会として、議会報告会を開催する。

議会報告会を通して、市民と多くの課題を共有し、得られた意見は整理・分類して適切に対応するとともに、今後の議会活動に活かしていく。

(2) 開催状況

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
平成28年度 第1回	H28.7.8 (金)	南垣外公民館	16人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会
		奥名集会所	12人	
		中屋敷第二公民館	26人	
平成28年度 第2回	H28.10.25 (金)	大川公民館	9人	
		戸狩区民会館	18人	
		大湫 ふれあいセンター	18人	
平成29年度 第1回	H29.8.10 (木)	斧池区公民館	12人	第1部 議会報告 第1部 意見交換会 「人口増加対策について」
		上一色公民館	26人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「人口減少と雇用対策について」
		細久手公民館	16人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「観光振興について」
平成29年度 第2回	H29.11.16 (木)	総合文化センター	47人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「“教育のまち瑞浪”を目指して」 対象：PTA、学校関係者

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
平成30年度	H30.7.31 (火)	新山田区民会館	26人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「広域連携について」
		和合公民館	22人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「広域連携について」
		水上公民館	38人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「広域連携について」
令和元年度	R元.10.4 (金)	総合文化センター	61人	第1部 議会報告 第2部 意見交換会 「学校における諸問題について」 「市民による政策提案について」
令和2年度	R2年11月1日号 R3年 2月1日号	議会広報紙 紙面上	-	議会報告・意見交換 テーマ「瑞浪市の新型コロナ対策」 「新病院建設について」
令和3年度	R3.10.5 (火)	オンライン	—	第1部 議会報告 テーマ「瑞浪市の現状と課題」 「～未来を担う君たちへ～これからの瑞浪市を考え、君たちが出来ることは何だろう」 対象：市内公立中学校3年生
	R3.11.2 (金)	議場	15人	第2部 意見交換会 テーマ「瑞浪市と地域の課題について」 対象：市内公立中学校代表生徒
令和4年度	R4.11.8 (火)	消防防災センター	14人	第1部 議会報告 「議会はこう見た！ 瑞浪市の10年」 第2部 意見交換会 「協働のまちづくりの 課題と展望」
		市民体育館	21人	
	R4.11.9 (水)	総合文化センター	27人	
		日吉コミュニティーセンター	16人	
	R4.11.10 (木)	陶コミュニティーセンター	30人	
		釜戸コミュニティーセンター	25人	
R4.11.11 (金)	稲津コミュニティーセンター	22人		
	大湫コミュニティーセンター	26人		
令和5年度	R5.8.21 (月)	商工会議所	21人	第1部 議会報告 ・ 瑞浪市議会の現状 ・ 議員定数にかかる他市議会との比較 第2部 意見交換会 これからの瑞浪市議会のあり方 ～議員定数について～
	R5.8.26 (土)	総合文化センター	26	
	R5.9.29 (金)	総合文化センター	69人	

年度	開催日	会場	入場者	報告会内容
令和6年度	R6.11.7 (木)	総合文化センター	37人	第1部 議会報告 「市民サービスの向上に向けた政策サイクル構築について」 第2部 意見交換 「地場産品ブラッシュアップ事業への提言について」
	R6.12.3 (火)	麗澤瑞浪高校	37人	第1部 議会報告 「議会の仕組み、市民意見を政策提言に繋げるプロセスについて」 第2部 意見交換 対象：市内高校3年生
	R6.12.12 (木)	中京高校	54人	
	R6.12.13 (金)	瑞浪高校	20人	
令和7年度	R7.7.1 (火)	中京高校	243人	第1部 議会報告 第2部 意見交換 「若者の投票率が低いのはなぜか」 その他、生徒が提案したテーマ 対象：市内高校3年生
	R7.7.10 (木)	瑞浪高校	14人	
	R7.7.15 (火)	麗澤瑞浪高校	60人	
	R7.10.3 (金)	瑞浪中学校	105人	第1部 議会報告 「みなさんの生活と議会」 第2部 意見交換 「住みよい瑞浪市にするためには」 対象：市内中学3年生
	R7.10.7 (火)	瑞浪北中学校	116人	
	R7.11.14 (金)	瑞浪南中学校	48人	
	R7.11.17 (月)	麗澤瑞浪中学校	60人	

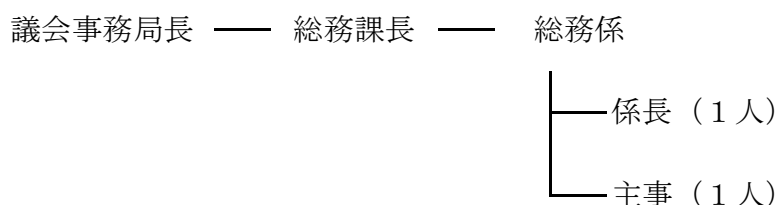
7 部局別職員数

(1) 職員数 (単位：人)

区 分	定 数	現 員
市 長 部 局	333	300
議 会 事 務 局	5	4
選 挙 管 理 委 員 会	(兼) 3	1
監 査 委 員 事 務 局	3	1
教 育 委 員 会 事 務 局	30	17
農 業 委 員 会 事 務 局	3	1
公 平 委 員 会 事 務 局	(兼) 2	(兼) 1
消 防 本 部	72	62
公 営 企 業	25	20
計	471	407

(令和8年4月1日現在)

(2) 議会事務局の構成



8 財政

(1) 令和8年度予算(当初) (単位：千円)

会 計 名	令和8年度	令和7年度	比較伸率	
一 般 会 計	19,540,000	20,790,000	△ 6.0%	
特別会計	後期高齢者医療事業	782,000	697,000	12.2%
	国民健康保険事業	3,273,000	3,478,000	△ 5.9%
	介護保険事業	3,800,000	3,748,500	1.4%
	駐車場事業	36,000	35,000	2.9%
企業会計	水道事業会計	1,855,000	1,870,000	△ 0.8%
	下水道事業会計	1,751,000	1,745,700	0.3%
合 計	31,037,000	32,364,200	△ 4.1%	

(2) 令和8年度一般会計予算(当初)

歳入

(単位:千円)

款	名	予 算 額	構 成 比	比 較 伸 率
1	市 税	5,440,000	27.8%	1.3%
2	地 方 譲 与 税	192,500	1.0%	△ 1.5%
3	利 子 割 交 付 金	15,000	0.1%	200.0%
4	配 当 割 交 付 金	50,000	0.3%	28.2%
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	60,000	0.3%	9.1%
6	法 人 事 業 税 交 付 金	75,000	0.4%	0.0%
7	地 方 消 費 税 交 付 金	1,000,000	5.1%	5.6%
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	156,000	0.8%	△ 5.5%
9	環 境 性 能 割 交 付 金	5,000	0.0%	△ 82.8%
10	地 方 特 例 交 付 金	70,000	0.4%	94.4%
11	地 方 交 付 税	4,200,000	21.5%	5.0%
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000	0.0%	0.0%
13	分 担 金 及 び 負 担 金	45,000	0.2%	15.7%
14	使 用 料 及 び 手 数 料	281,000	1.4%	0.2%
15	国 庫 支 出 金	2,865,540	14.7%	6.8%
16	県 支 出 金	1,257,800	6.4%	10.0%
17	財 産 収 入	77,000	0.4%	△ 39.6%
18	寄 附 金	421,610	2.2%	4.3%
19	繰 入 金	1,789,150	9.2%	△ 6.9%
20	繰 越 金	100,000	0.5%	0.0%
21	諸 収 入	386,200	2.0%	△ 67.4%
22	市 債	1,050,200	5.4%	△ 47.2%
合 計		19,540,000	100.0%	△ 6.0%

市税の内訳

(単位:千円)

税 目	予 算 額	構 成 比	比 較 伸 率
市 民 税	2,293,500	42.2%	△ 0.8%
固 定 資 産 税	2,410,000	44.3%	2.5%
軽 自 動 車 税	129,100	2.4%	△ 3.1%
市 た ば こ 税	290,000	5.3%	9.8%
鉦 産 税	40	0.0%	△ 20.0%
入 湯 税	860	0.0%	1.2%
都 市 計 画 税	316,500	5.8%	2.6%
市 税 合 計	5,440,000	100.0%	1.3%

歳 出

(単位：千円)

款	名	予 算 額	構 成 比	比 較 伸 率
1	議 会 費	173,600	0.9%	0.3%
2	総 務 費	2,106,400	10.8%	3.3%
3	民 生 費	6,426,100	32.9%	1.1%
4	衛 生 費	2,297,500	11.8%	△ 11.3%
5	労 働 費	15,800	0.1%	△ 3.1%
6	農 林 水 産 業 費	277,700	1.4%	△ 14.6%
7	商 工 費	454,300	2.3%	△ 15.6%
8	土 木 費	3,239,800	16.6%	11.0%
9	消 防 費	761,000	3.9%	△ 54.6%
10	教 育 費	1,718,800	8.8%	△ 18.3%
11	災 害 復 旧 費	8,000	0.0%	皆増
12	公 債 費	1,466,000	7.5%	5.3%
13	諸 支 出 金	575,000	2.9%	△ 10.4%
14	予 備 費	20,000	0.1%	0.0%
合 計		19,540,000	100.0%	△ 6.0%

(3) 財政規模等

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	単位
基準財政需要額	8,862,026	8,496,934	8,311,556	千円
基準財政収入額	5,102,071	5,021,198	4,981,433	千円
標準財政規模	6,422,086	9,874,639	9,792,207	千円
財政力指数	0.59	0.60	0.62	-
実質公債費比率	2.4	2.3	2.3	%
地方債現在高	12,235,452	12,464,587	12,853,972	千円

*標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む

*地方債現在高は、普通会計分を記載

9 参考資料

瑞浪市議会基本条例

瑞浪市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、住民自治をかなえる重要な機関である。

日本国憲法は、議事機関である議会の議員と執行機関である長を直接選挙で選ぶ、二元代表制を地方公共団体の制度としており、議会と市長とは、対等の立場で、抑制と均衡を保ちながら、市民福祉の向上及び市勢の発展をめざすことが求められている。

瑞浪市議会は、この制度の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会との関係を明らかにし、行政に対する監視機能や政策立案能力を高めるとともに、公正性、倫理性の確保と市民に開かれた議会運営に務め、市民の負託に応えることを決意し、議会における最高規範として、ここに瑞浪市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の意思決定機関である議会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、合議制の意思決定機関として議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 公平性及び透明性を確保するため、積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営に努めること。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、独自の政策立案及び政策提案に取り組むこと。

(3) 市民本位の立場から、市政運営に対する監視及び評価に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を行うこと。

(2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。

(3) 議会の構成員として、一部団体や地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展をめざして活動すること。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と捉え、その審議において請願者及び陳情者から発言の申し出があったときは、特別な事由がない限りこれを拒むことができない。

4 議会は、市民及び市民団体等の意見聴取の場を設け、市民全体の意向を把握するよう努めるものとする。

（議会報告会）

第5条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

第4章 議会と市長等執行機関の関係

（事務執行の監視）

第6条 議会は、市長等執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。

2 議会は、前項の監視機能を高めるため、適切な事務検査、調査研究等を行うなど、研さんに努めるものとする。

3 議会は市長等執行機関が策定する政策、計画、施策又は事業について、議会が必要と認めた場合は、市長等執行機関に説明及び資料の提出を求めるものとする。

（予算及び決算）

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい事業別の説明及び資料の提出を市長に求めるものとする。

2 議会は、決算審査に当たって、市長等執行機関が執行した事業等の評価を行うものとする。

（議決事件）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべきものは、瑞浪市総合計画策定条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止とする。

2 前項によるもののほか、議会が議決すべきものは別に条例で定める。

第5章 議会の機能の充実

（会派）

第9条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした同一の理念を共有する議員集団として活動する。

（自由討議）

第10条 議会は、合議制の意思決定機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第11条 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し分かりやすい議論を行うように努めるものとする。

2 委員会における所管事項の調査研究活動に当たっては、会期の内外にかかわらず積極的に行うよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第12条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、別に定めるところによる。

第8章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第13条 この条例は、瑞浪市における議会の最高規範であって、議会は、議会に関するほかの条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。

(見直し手続)

第14条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。

議会運営に関する主な申し合わせ事項

1、定例会（条例）

・毎年4回これを招集する。開催月は概ね3月、6月、9月及び12月とする。

2、本会議

(1) 議会の呼称

・瑞浪市議会定例会（臨時会）と呼称し、議会を開く日における元号及び当該元号の年並びに暦年における定例会及び臨時会を通算した回数を冠する。

(2) 議席（会議規則第4条）

- ・一般選挙後の最初の議会における議席は臨時議長が定め、議長が決まった後、議長が議席を指定する。
- ・当選回数が少なく年齢の若い議員を1番とし、順次議席を定める。議席には番号及び氏名標をつける。
- ・議席の配列は、最前列左端を1番とし、順次右端に及び、2列目以降も同様に定めるものとする。
- ・議席は、任期中みだりに変更はできない。

(3) 会期（会議規則第5条）

・会期については、議会運営委員会で予め協議し、招集日に議長が会議に諮って議決する。ただし、定例会の会期についての当該協議は、開会の前々月に行う。

・会期には、休日も日数に参入する。

(4) 会議時間（会議規則第9条）

- ・会議時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - ・会議時間の延長は、議長の宣告による。
 - ・会議時間の繰り上げ及び繰り下げは、会議に諮って決める。
- (5) 定足数（会議規則第12条）
- ・議会は、議員定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- (6) 諸般の報告
- ・開議宣告後、議事日程の冒頭に行う。
 - ・質疑は議案質疑と同様の取り扱いとする。
- (7) 定例会の日程
- ① 開会初日に提出議案の概要説明（ただし、3月議会の初日は役員選挙とする。）
 - ② 休会・・・議案質疑通告書の提出
 - ③ 議案質疑、委員会付託・・・一般質問通告書の提出
 - ④ 委員会審査
 - ⑤ 一般質問・・・2日間の予定
 - ⑥ 休会・・・討論の通告
 - ⑦ 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会
- (8) 議案等の配布
- ・市長提出議案及びその他関係書類は、招集日7日前（告示日）に配布するのが例である。
- (9) 議案等の提出（会議規則第14条）
- ・提出議案は、予め議会運営委員会において説明する。
 - ・決算認定案件は、毎年9月定例会に提出されるのが例である。
- (10) 議事日程の作成及び配布（会議規則第20条）
- ・議事日程に記載する事件及び順序は議長が定める。
 - ・議事日程は、予め議会運営委員会に諮問して定めた会期日程表に基づき作成する。
- (11) 議長及び副議長の選挙（会議規則第25条～33条）
- ・議会役員選挙は、3月定例会初日に行うことを例とする。
 - ・議長及び副議長の選挙は投票によって行うのを原則とするが、議会は、議員中に異議がないときに限り、指名推薦の方法を用いることができる。
- (12) その他の選挙
- ・東濃西部広域行政事務組合議会議員及び選挙管理委員並びに同補充員等の選挙は、指名推薦の方法によるのが例である。
- (13) 投票及び開票
- ・議員は点呼に応じて演壇に置く投票箱に順次、投票する。議長は最後に投票する。
 - ・投票数の報告は、投票総数、有効投票、無効投票の順に行う。
- (14) 議題
- ・議長は必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括議題とする。
 - ・市長提出議案の提案説明及びこれに対する質疑の際は、一括議題とするのが例である。

- ・付託した事件を議題とするときは、一括議題とするのが例である。
- ・人事案件は通常、委員会付託を省略するのが例である。
- (15) 説明員（議場出席者）の範囲
 - ・市長、副市長、理事、教育長、各部次長及び課長等
- (16) 議案の付託方法（会議規則第37条）
 - ・議案付託は、予め議会運営委員会に諮って決定し、本会議で所管の常任委員会に付託する。
- (17) 委員会報告書（会議規則第110条）
 - ・委員会においては付託案件の審査等が終了したときは、委員会報告書を作成する。
 - ・本会議での委員長報告に関する質疑は、委員長に対して行う。
- (18) 表決（会議規則第67条～77条）
 - ・表決の方法は、起立によるもの、投票によるもの及び簡易表決（異議の有無を会議に諮る）がある。
- (19) 一般質問の取り扱い（会議規則第62条）

① 質問通告書

- ・質問者は、議長に文書で通告しなければならない。
- ・通告期限は、議案質疑、委員会付託日の午後3時までとする。
- ・一般質問は、個人質問のみである。
- ・一般質問の対象範囲は、市政一般事務とする。
- ・一般質問通告書の要旨は、箇条書きとする。
- ・通告期限後においては、一般質問の標題の変更は認めない。

② 質問席について

- ・質問席は、対面式とする。

③ 発言順位

- ・一般質問通告書の受付時のくじの一番からの順位とする。

④ 質問方法・時間・回数等について

ア、質問方法

- ・一般質問通告書の「標題」の「要旨」順に一問一答式で行う。この場合「標題」の全要旨を一括質問することは認めない。
- ・質問は質問席で行う。
- ・答弁者は自席で答弁する。
- ・答弁への再質問は、議長の許可を得て行う。議長からの「再質問はありませんか」との問いはない。

イ、質問制限時間

- ・質問制限時間は、質問と答弁をあわせて60分以内とする。
- ・時間配分については、自己の裁量で行う。
- ・制限時間内に要旨発言のあった質問については、答弁の時間延長を認める。

ウ、質問回数

- ・質問回数は無制限とする。

エ、その他

- ・質問・答弁は、簡単明瞭に行うものとする。

⑤ 反問権について

ア、反問権の趣旨

- ・一般質問において、より明確な答弁を得るため、議員の質問に対して執行部が反問することを認める。

イ、反問権の範囲

執行部が反問できる範囲は次のとおりとする。

- ・議員の質問の趣旨を明確にするための反問
- ・政策提言等について論点・争点を整理するための反問
- ・反問の内容は、答弁に必要な範囲内に限る。

ウ、反問権の運用

- ・本会議への出席を要請された市長等の反問は、議長の議事運営の下に行うものとする。
- ・反問に係る発言時間は、当該議員の発言時間に含めるものとする。

(20) 発言内容の制限（会議規則第55条）

- ・発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又その範囲を超えてはならない。
- ・議長は発言内容に無礼な言葉の使用又は個人の私生活に触れたり、あるいは個人攻撃的な発言と認めるときは注意をし、なお従わない場合は発言を禁止する。

(21) 質疑（会議規則第56条・60条）

- ・質疑は通告制とし、議長に文書で通告しなければならない。
- ・通告期限は、定例会議案上程日の翌々日の午後3時までとする。
- ・質疑は、議題となっている事件の不明瞭な点について質すものであり、自己の意見を述べることはできない。
- ・上程日に議決する議案、追加上程議案、議員又は委員会提出議案及び臨時会上程議案は、議長の許可を得て質疑を行う。
- ・質疑の回数は制限しない。ただし、議長は必要があると認めるときは、質疑の回数を制限することができる。

- ・議員の質問の趣旨を明確にするため、執行部が議長の議事運営の下に反問することを認める。
- ・本会議において自己の所属する委員会所管分の議案については、質疑を認めない。

(22) 討論（会議規則第53条・60条）

- ・委員会に付託された議案に対する討論は通告制とし、議長に文書で通告しなければならない。
- ・通告期限は、採決の前日正午までとする。ただし、提出日が休日となる場合は、その前日とする。
- ・討論はすべて正面演台へ登壇して行う。
- ・討論の順番は議長が定める。

(23) 請願（会議規則第139条～145条）

- ・請願は、本会議において所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。
- ・請願の提出期限は定例会開催前の議会運営委員会の開催日の15日前とし、その定例会にて審査する。ただし、緊急を要するものはこの限りでない。

- ・ 請願の紹介議員は委員会に出席して説明をするのが例である。

(24) 陳情、要望等

- ・ 提出期限は定例会開催前の議会運営委員会の開催日の15日前とする。ただし、緊急を要するものはこの限りでない。

(25) 携帯品(会議規則第152条)

- ・ 本会議又は委員会等に出席する際、携帯電話の持込は許可をするが電源を切るものとする。
- ・ 本会議、委員会又は協議会に、水分補給用マイボトル等を持ち込むことができる。ただし、議長が認める場合を除き、机上へ配置しないこととする。
- ・ 別に定める基準に基づき許可をした情報通信機器について、持ち込むことができる。なお、同基準に基づく禁止事項に留意して使用するものとする。

(26) 離席(会議規則第154条)

- ・ 会議中は、みだりに席を離れてはならない。やむを得ないときは自席のイエローカードで議長に合図をする。

(27) 議場での録音

- ・ 議場で議員個人の録音については、ボイスレコーダーによる録音に限り許可をする。

(28) その他

- ・ 附属機関の委員に議員が就任することについて、議決機関、執行機関の分離という基本理念から「附属機関の委員に議員が就任する」ことは行政見解が適当でないことと示されている理由から、法的根拠のある委員以外については、就任しないこととする。ただし、当該委員への議員の就任について、相応の理由により、これによらないことが適当である場合には、議会運営委員会に諮って決定するものとする。

3、常任委員会

(1) 委員の選任

- ・ 本会議において議長が指名する。

(2) 委員の任期

- ・ 任期は1年とする。

(3) 委員会の複数所属

- ・ 総務厚生学教委員会には8人が所属し、他の8人は地域経済建設委員会に所属するものとする。ただし、議長は総務厚生学教委員会に、副議長は地域経済建設委員会に所属するものとする。
- ・ 議長及び副議長を除いた所属について、改選後、2年目及び4年目の任期における所属は、それぞれその前年の任期における両委員会の7人の構成を変えずに委員会間の所属を入れ替えるものとする。ただし、この定めによることができない場合は、議会運営委員会で協議するものとする。
- ・ 予算決算委員会は全議員を委員とする。

(4) 招集

- ・ 招集は委員長の権限であるが、招集するときは予め議長に通知をする。

(5) 会議時間

- ・ 慣例は午前9時を開議時間としているが、会議規則等には開議時間についての制約はない。

(6) 権限(所管事項)

- ・本会議から付託された事件、陳情等の審査及び所管事務の調査を行う。

(7) 反問権

- ・常任委員会における反問権は、一般質問における反問権の規定を準用する。この場合において、「議長」は「委員長」と、「本会議」は「委員会」と、「一般質問」は「委員会の質疑」と読み替えるものとする。

4、特別委員会

(1) 委員の選任

- ・本会議において議長が指名する。

(2) 委員の任期

- ・任期は、原則1年とする。

(3) 設置及び権限

- ・本会議で事件の付託を議決されて設置されるもので、会期中に限り付託事件の審査をする権限を有する。なお特別委員会は会期不継続の原則によって、会期終了により消滅するが、閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査することができる。また予め審査終了をするまでの議決をした場合に限り審査が終了するまで存在する。

(4) 反問権

- ・特別委員会における反問権は、一般質問における反問権の規定を準用する。この場合において、「議長」は「委員長」と、「本会議」は「委員会」と、「一般質問」は「委員会の質疑」と読み替えるものとする。

5、議会運営委員会

(1) 委員の選任

- ・議会運営委員選出規定により各会派から選出された委員で構成し、本会議で議長が指名する。

(2) 委員の任期

- ・任期は、1年とする。

(3) 権限（所管事項）

- ・議長の諮問に応じ、円滑な議会運営のため、運営上の諸問題について協議し、議員間や会派間の連絡調整を図ることを目的とする。

- ・委員会の議事は、原則として全会派一致を得てこれを決する。ただし、やむを得ないときは、この限りでない。

- ・委員会で決定した事項については、議員は、これを遵守しなければならない。

6、全員協議会

(1) 会議の開催

- ・会議は原則として毎月1回開催する。

(2) 権限（所管事項）

- ・議会運営を円滑にすることのほか、議員相互又は長と議会との事前調整及び協議の場として開かれる会議である。

- ・この会議では、審議能力、決定能力など議会としての能力はなく、したがって、会議での決定事項に

については、議会の意思決定としての法的効力はなんら認められない。

7、議会広報広聴委員会（会議規則166条）

（1）目的

・議会の広報及び広聴並びに議会報告会に関する協議又は調整を行うため、議会広報広聴委員会を設置する。

（2）構成員

・議長が指名した議員。原則、副議長及び各常任委員会委員長をもって構成する。

（3）招集権者

・委員長

8、会派代表者会

（1）設置・目的

・各会派の意見調整、連絡及び協議等を行うため、会派代表者会を設置する。

（2）組織

・この会は、議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する。

（3）招集

・会議は、議長が招集し、これを主宰する。

（4）代理出席

・代表者が欠席する場合は、代理出席を認める。

（5）協議事項

・予め事前調整及び協議を必要とする重要な事項に関すること。

・その他、議長が必要と認める事項に関すること。

9、委員長会

（1）設置・目的

・各委員会の意見調整、連絡及び協議等を行うため、委員長会を設置する。

（2）組織

・この会は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長及び特別委員会委員長をもって組織する。

（3）招集

・会議は、議長、副議長又は委員長の要求により議長が招集し主宰する。

（4）代理出席

・各委員会の委員長が欠席する場合は、代理出席を認める。

（5）協議事項

・事前調整及び協議を必要とする重要な事項に関すること。

・その他、議長が必要と認める事項に関すること。

10、議員協議会

（1）目的

- ・議員全員を対象とした集会、勉強会、研修会等を行う場として、議員協議会を設置する。ただし、この会議での審査、決定などは議会としての効力はなく、決定事項について法的効力は認められない。

(2) 召集

- ・会議は議長が主宰し、召集する。

1 1、委員会協議会

(1) 目的

- ・委員会を対象とした集会、勉強会、研修会等を行う場として、委員会協議会を設置する。ただし、この会議での審査、決定などは議会としての効力はなく、決定事項について法的効力は認められない。

(2) 召集

- ・会議は委員長が主宰し、召集する。